

千早赤阪村過疎地域持續的發展計畫（後期計畫）（案）

新旧对照表

その他

変更箇所	変更後	変更前
表紙	千早赤阪村過疎地域持続的発展計画（後期計画） （令和8年度～令和12年度） 令和8年4月1日策定 大阪府千早赤阪村	千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 （令和3年度～令和7年度） 令和3年9月17日策定 令和4年9月16日変更 令和5年9月22日変更 令和6年10月21日変更 令和7年6月13日変更 大阪府千早赤阪村
裏表紙	千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 （後期計画） 令和8年4月1日策定 〒585－8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地 千早赤阪村総務部総務政策課 TEL：0721－72－0081(代) FAX：0721－72－1880	千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 令和3年9月17日策定 令和4年9月16日変更 令和5年9月22日変更 令和6年10月21日変更 令和7年6月13日変更 〒585－8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180 千早赤阪村総務部総務政策課 TEL：0721－72－0081(代) FAX：0721－72－1880

目次

第1章 基本的な事項	
1 千早赤阪村の概況	1
2 人口及び産業の推移と動向	2
3 村行財政の状況	6
4 地域の持続的発展の基本方針	9
5 地域の持続的発展のための基本目標	16
6 計画の達成状況の評価に関する事項	17
7 計画期間	17
8 公共施設等総合管理計画との整合	17
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現状と課題	18
(2) その対策	18
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	20
第3章 産業の振興	
(1) 現状と課題	21
(2) その対策	22
(3) 事業計画	24
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	25
第4章 地域における情報化	
(1) 現状と課題	26
(2) その対策	26
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現状と課題	28
(2) その対策	29
(3) 事業計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
第6章 生活環境の整備	
(1) 現状と課題	31
(2) その対策	32
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34

第1章 基本的な事項	
1 千早赤阪村の概況	1
2 人口及び産業の推移と動向	2
3 村行財政の状況	6
4 地域の持続的発展の基本方針	9
5 地域の持続的発展のための基本目標	16
6 計画の達成状況の評価に関する事項	17
7 計画期間	17
8 公共施設等総合管理計画との整合	17
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現状と課題	18
(2) その対策	18
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	20
第3章 産業の振興	
(1) 現状と課題	21
(2) その対策	22
(3) 事業計画	24
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	25
第4章 地域における情報化	
(1) 現状と課題	26
(2) その対策	26
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現状と課題	28
(2) その対策	28
(3) 事業計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
第6章 生活環境の整備	
(1) 現状と課題	31
(2) その対策	32
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現状と課題	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
第8章 医療の確保	
(1) 現状と課題	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
第9章 教育の振興	
(1) 現状と課題	42
(2) その対策	43
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
第10章 集落の整備	
(1) 現状と課題	46
(2) その対策	46
(3) 事業計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
第11章 地域文化の振興等	
(1) 現状と課題	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現状と課題	50
(2) その対策	50
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現状と課題	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
(3) 事業計画「過疎地域持続的発展特別事業」の効果	53

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現状と課題	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
第8章 医療の確保	
(1) 現状と課題	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
第9章 教育の振興	
(1) 現状と課題	43
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
第10章 集落の整備	
(1) 現状と課題	47
(2) その対策	47
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48
第11章 地域文化の振興等	
(1) 現状と課題	49
(2) その対策	49
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現状と課題	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現状と課題	53
(2) その対策	53
(3) 事業計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54

第1章 基本的な事項

変更箇所	変更後	変更前
1～2頁 1 千早赤阪村 の概況	ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 (略) 気候は、金剛山等による山地気候を示し、高度が高い地区では、夏は涼しく、冬の寒さが厳しい。<u>1991年～2020年</u>の平均では、年間平均気温は <u>12.0</u> 度程度と府平均の <u>17.1</u> 度に比べ低く、年間降水量は <u>1,700mm</u> で府平均の <u>1,338mm</u> に比べて多い状況にある。 水系は、主に石川水系、佐備川水系の2水系があり、地域内の道路網は、村の中心部を国道 309 号及び府道富田林五条線が通り、その他主要地方道が<u>府道</u>柏原駒ヶ谷千早赤阪線、一般府道が森屋狭山、東阪三日市、河内長野千早城跡、中津原寺元の4線が供用されている。 (略) イ 過疎の状況 本村は、大都市圏の拡大の影響を受けて、昭和40年代には住宅地の開発があり、人口が急増し、昭和60年の7,697人（国勢調査）でピークを迎えた。その後、少子化と若者の都市部への人口流出により、年々、人口が減少し、平成<u>27</u>年の<u>5,378</u>人と比較すると、<u>令和2</u>年には <u>4,909</u> 人と <u>469</u> 人（<u>8.72%</u>の減少率）の人口減少となっている。 さらに、65歳以上の高齢化 <u>45.5%</u>と府内の他の市町と比較しても著しく高く、少子高齢化の歯止めがきかない状況に陥っており、人口問題は本村の重要課題の一つである。 (略)	ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 (略) 気候は、金剛山等による山地気候を示し、高度が高い地区では、夏は涼しく、冬の寒さが厳しい。<u>1981年～2010年</u>の平均では、年間平均気温は <u>13.0</u> 度程度と府平均の <u>17.0</u> 度に比べ低く、年間降水量は <u>1,350mm</u> で府平均の <u>1,280mm</u> に比べて<u>若干</u>多い状況にある。 水系は、主に石川水系、佐備川水系の2水系があり、地域内の道路網は、村の中心部を国道 309 号及び府道富田林五条線が通り、その他主要地方道が柏原駒ヶ谷千早赤阪線、一般府道が森屋狭山、東阪三日市、河内長野千早城跡、中津原寺元の4線が供用されている。 (略) イ 過疎の状況 本村は、大都市圏の拡大の影響を受けて、昭和40年代には住宅地の開発があり、人口が急増し、昭和60年の7,697人（国勢調査）でピークを迎えた。その後、少子化と若者の都市部への人口流出により、年々、人口が減少し、平成<u>2</u>年の <u>7,612</u> 人と比較すると、<u>平成27</u>年には <u>5,378</u> と <u>2,239</u> 人（<u>29.4%</u>の減少率）の人口減少となっている。 さらに、65歳以上の高齢化率は <u>41.4%</u>と府内の他の市町と比較しても著しく高く、少子高齢化の歯止めがきかない状況に陥っており、人口問題は本村の重要課題の一つである。 (略)
2～5頁 2 人口及び産業の推移と動向	① 人口の推 本村の人口は、<u>令和2</u>年には <u>4,909</u> 人（国勢調査）となっており、人口推移は昭和60年をピークに減少が続いている。 各年齢階層別の動向では、0歳～14歳の年少人口は、平成<u>27</u>年に <u>476</u> 人であったものが、<u>令和2</u>年には <u>417</u> 人に、15歳～64歳の生産年齢人口も平成<u>27</u>年が <u>2,691</u> 人であったものが、<u>令和2</u>年は <u>2,258</u> 人と減少している。 (略)	① 人口の推移 本村の人口は、<u>平成27</u>年には <u>5,378</u> 人（国勢調査）となっており、人口推移は昭和60年をピークに減少が続いている。 各年齢階層別の動向では、0歳～14歳の年少人口は、平成<u>2</u>年に <u>1,389</u> 人であったものが、<u>平成27</u>年には <u>476</u> 人に、15歳～64歳の生産年齢人口も平成<u>2</u>年が <u>5,193</u> 人であったものが、<u>平成27</u>年は <u>2,691</u> 人と減少している。 (略)

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,288	人 7,617	% 4.5	人 6,538	% ▲14.2	人 5,378	% ▲17.8	人 4,909	% ▲8.7
0 歳～14 歳	人 1,846	人 1,389	% ▲24.8	人 690	% ▲50.3	人 476	% ▲31.0	人 417	% ▲12.4
15 歳～64 歳	人 4,660	人 5,193	% 11.4	人 4,262	% ▲17.9	人 2,691	% ▲36.9	人 2,258	% ▲16.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	人 1,313	人 1,550	% 0	人 1,044	% ▲32.7	人 554	% ▲46.9	人 476	% ▲14.1
65 歳以上 (b)	人 782	人 1,035	% 32.4	人 1,586	% 53.2	人 2,211	% 39.4	人 2,232	% 0.94
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 20.3	—	% 16.0	—	% 10.3	—	% 9.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.7	% 13.6	—	% 24.3	—	% 41.4	—	% 45.4	—

※総数については、年齢不詳者を除く。

表 1-1(2) 男女別人口の推移 (国勢調査)

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,288	人 7,617	% 4.5	人 6,538	% ▲14.2	人 5,378	% ▲17.7	人 4,909	% ▲8.7
男	人 3,513	人 3,651	% 3.9	人 3,080	% ▲15.6	人 2,558	% ▲17.0	人 2,319	% ▲9.3
女	人 3,775	人 3,966	% 5.1	人 3,458	% ▲12.8	人 2,820	% ▲18.5	人 2,590	% ▲8.2

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

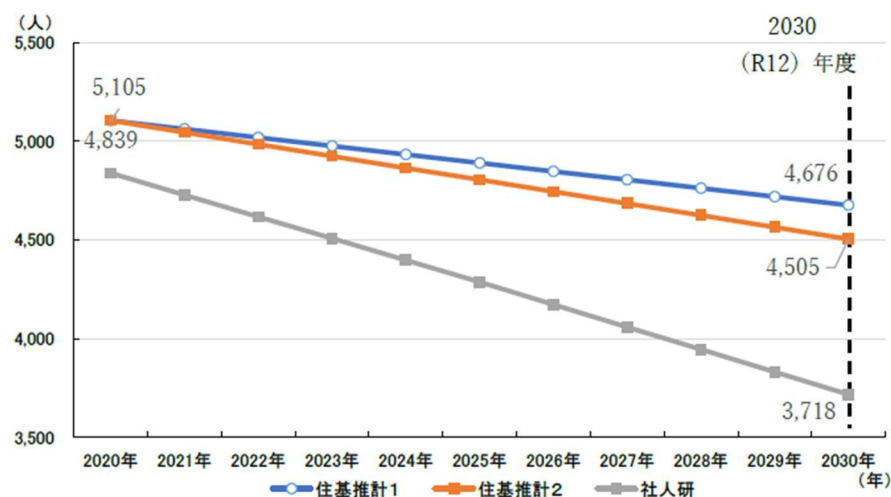
	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,283	人 5,062	% ▲4.2	人 7,617	% 50.5	人 6,538	% ▲14.2	人 5,378	% ▲17.8
0 歳～14 歳	人 1,532	人 1,099	% ▲28.3	人 1,389	% 26.4	人 690	% ▲50.3	人 476	% ▲31.0
15 歳～64 歳	人 3,361	人 3,362	% 0.3	人 5,193	% 54.5	人 4,262	% ▲17.9	人 2,691	% ▲36.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	人 1,341	人 1,162	% ▲13.4	人 1,550	% 33.4	人 1,044	% ▲32.7	人 554	% ▲46.9
65 歳以上 (b)	人 390	人 601	% 54.1	人 1,035	% 72.2	人 1,586	% 53.2	人 2,211	% 39.4
(a)/総数 若年者比率	% 25.4	% 23.0	—	% 20.3	—	% 16.0	—	% 10.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.4	% 11.9	—	% 13.6	—	% 24.3	—	% 41.4	—

※総数については、年齢不詳者を除く。

表 1-1(2) 男女別人口の推移 (国勢調査)

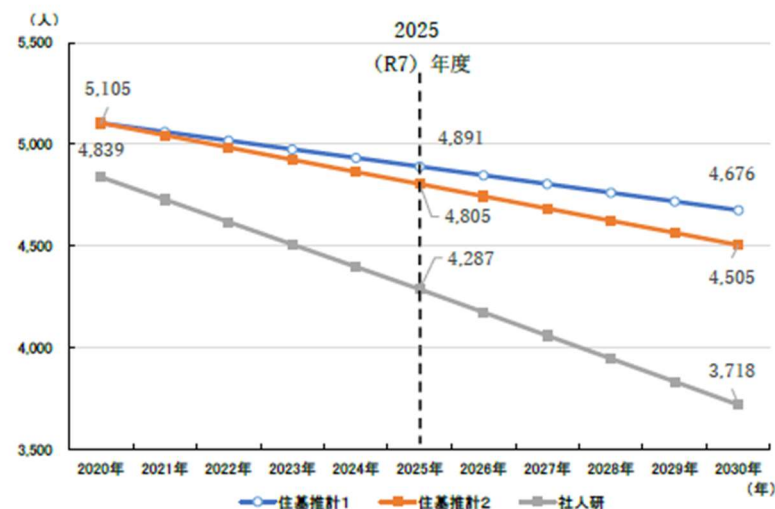
	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,283	人 5,062	% ▲4.2	人 7,617	% 50.5	人 6,538	% ▲14.2	人 5,378	% ▲17.7
男	人 2,602	人 2,416	% ▲7.2	人 3,651	% 51.1	人 3,080	% ▲15.6	人 2,558	% ▲17.0
女	人 2,681	人 2,646	% 1.3	人 3,966	% 49.9	人 3,458	% ▲12.8	人 2,820	% ▲18.5

表 1-1 (3) 総人口の長期見通し
(国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計及び人口目標推計)



注 1) 住基推計 1 は、令和 2 年 9 月 30 日時点の住民基本台帳人口を基準とし、過疎地域要件(中期)である人口減少率(▲21%)で推移すると想定した 25 年後(2045 年)の住民基本台帳人口
 注 2) 住基推計 2 は、令和 2 年 9 月 30 日時点の住民基本台帳人口を基準とし、平成 2 年から平成 27 年の人口減少率(▲29.4%)で推移すると想定した 25 年後(2045 年)の住民基本台帳人口
 注 3) 社人研は、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた 5 年ごとの日本の地域別将来推計人口

表 1-1 (3) 総人口の長期見通し
(国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計及び人口目標推計)



	令和2年 2020 年	令和3年 2021 年	令和4年 2022 年	令和5年 2023 年	令和6年 2024 年	令和7年 2025 年	令和8年 2026 年	令和9年 2027 年	令和10年 2028 年	令和11年 2029 年	令和12年 2030 年
住基推計1	5,105	5,062	5,019	4,977	4,934	4,891	4,848	4,805	4,762	4,719	4,676
住基推計2	5,105	5,045	4,985	4,925	4,865	4,805	4,745	4,685	4,625	4,565	4,505
社人研	4,839	4,729	4,618	4,508	4,397	4,287	4,173	4,059	3,946	3,832	3,718

注 1) 住基推計 1 は、令和 2 年 9 月 30 日時点の住民基本台帳人口を基準とし、過疎地域要件(中期)である人口減少率(▲21%)で推移すると想定した 25 年後(2045 年)の住民基本台帳人口
 注 2) 住基推計 2 は、令和 2 年 9 月 30 日時点の住民基本台帳人口を基準とし、平成 2 年から平成 27 年の人口減少率(▲29.4%)で推移すると想定した 25 年後(2045 年)の住民基本台帳人口
 注 3) 社人研は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年にまとめた 5 年ごとの日本の地域別将来推計人口

① 産業の推移と動向

(略)

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,108	人 3,431	% 10.4	人 3,001	% ▲12.5	人 2,226	% ▲25.8	人 2,133	% ▲4.2
第 1 次産業 就業人口	人 519	人 326	% ▲37.2	人 230	% ▲29.4	人 152	% ▲34.0	人 165	% 8.6
比 率	% 16.7	% 9.5		% 7.7		% 6.8		% 7.7	
第 2 次産業 就業人口	人 1,243	人 1,153	% 7.2	人 828	% 28.2	人 580	% ▲30.0	人 535	% ▲7.6
比 率	% 40.0	% 33.6		% 27.6		% 26.1		% 25.1	
第 3 次産業 就業人口	人 1,346	人 1,952	% 45.0	人 1,943	% ▲0.5	人 1,494	% ▲23.1	人 1,433	% ▲4.1
比 率	% 43.3	% 56.9		% 64.7		% 67.1		% 67.2	

※総数については、分類不能の産業を除く。

① 産業の推移と動向

(略)

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,428	人 2,230	% ▲8.2	人 3,431	% 53.9	人 3,001	% ▲12.5	人 2,226	% ▲25.8
第 1 次産業 就業人口	人 1,161	人 571	% ▲50.8	人 326	% ▲43.0	人 230	% ▲29.4	人 152	% ▲34.0
比 率	% 47.8	% 25.6		% 9.5		% 7.7		% 6.8	
第 2 次産業 就業人口	人 755	人 778	% 3.0	人 1,153	% 48.2	人 828	% 28.2	人 580	% ▲30.0
比 率	% 31.1	% 34.9		% 33.6		% 27.6		% 26.1	
第 3 次産業 就業人口	人 512	人 881	% 72.0	人 1,952	% 121.6	人 1,943	% ▲0.5	人 1,494	% ▲23.1
比 率	% 21.1	% 39.5		% 56.9		% 64.7		% 67.1	

※総数については、分類不能の産業を除く。

6～9 頁
3 村行財政の
状況

① 行政の状況

(略)

令和 7 年 4 月 1 日現在の職員総数は 84 人で、3 部、12 課、1 局で行政を運営している。

(略)

① 行政の状況

(略)

令和 3 年 4 月 1 日現在の職員総数は 83 人で、12 課、1 局で行政を運営している。

(略)

また、平成 24 年に移譲事務の事務処理や既存事務の広域化を目的として、周辺 6 市町村で南河内広域事務室を設置する等事務の共同処理を行うとともに、平成 29 年からは水道事業を大阪広域水道企業団へ経営統合し、令和 6 年には周辺 5 市 2 町と大阪南消防組合を設立し消防の広域化を開始し、村民サービスの向上、事務の効率化を図ってきた。

(略)

② 財政の状況

令和 6 年度における普通会計決算の状況については、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、2,360,907 千円である。

一方、基金積立金の現在高は、2,504,502 千円、このうち財政調整基金の残高は、1,354,768 千円で、基金積立金残高の標準財政規模に対する割合は、106.1%となっている。

財政に関する主要指標のひとつ、財政力指数は 0.243 で減少傾向が続いており、財政基盤は脆弱な状態である。

歳入については、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の約 7 割弱を占めている。特に地方交付税が 49.4%で地方交付税への依存度が高い厳しい財政状況となっている。地方税は、445,701 千円で全体の 11.4%となっている。

性質別の歳出については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費で 46.1%を占めており、これに物件費、維持補修費、補助費等経費を加えた経常的経費は、82.2%であり、投資的経費は、3.1%となっている。

(略)

また、平成 12 年に消防・救急業務を富田林市に事務委託し、平成 24 年には、移譲事務の事務処理や既存事務の広域化を目的として、周辺 6 市町村で南河内広域事務室を設置する等事務の共同処理を行うとともに、平成 29 年からは水道事業を大阪広域水道企業団へ統合し、村民サービスの向上、事務の効率化を図ってきた。

(略)

② 財政の状況

令和 元年度における普通会計決算の状況については、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、1,953,017 千円である。

財政に関する主要指標のひとつ、経常収支比率は、94.1%であり、財政の硬直化が進んでいる。

一方、基金積立金の現在高は、2,071,760 千円、このうち財政調整基金の残高は、883,903 千円で、基金積立金残高の標準財政規模に対する割合は、106.1%となっている。

歳入については、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の約 7 割弱を占めている。地方税は、494,948 千円で全体の 14.7%となっている。

性質別の歳出については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費で 41.7%を占めており、これに物件費、維持補修費、補助費等経費を加えた経常的経費は、70.2%であり、投資的経費は、14.9%となっている。

(略)

表 1－2 (1) 財政の状況

(単位：千円、％)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	3,160,269	3,165,397	3,776,910
經常一般財源	1,733,274	1,905,724	1,970,443
国庫支出金	444,863	175,813	1,021,946
府支出金	182,349	212,254	214,245
地方債	346,984	427,908	238,879
うち過疎対策事業債	—	309,000	82,900
その他	452,799	443,698	331,397
歳出総額 B	3,007,892	3,029,915	3,743,509
義務的経費	1,314,344	1,263,235	1,471,693
投資的経費	435,006	306,676	245,279
うち普通建設事業	422,676	306,676	165,908
その他	1,258,542	1,460,004	2,026,537
過疎対策事業費	—	178,845	136,639
歳入歳出差引額 C (A－B)	152,377	135,482	33,401
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,451	38,840	11,092
実質収支 C－D	133,926	96,642	22,309
財政力指数	0.39	0.32	0.29
公債費負担比率	16.2	13.4	14.5
実質公債費比率	18.6	11.0	7.5
起債制限比率	—	—	—
經常収支比率	88.0	84.5	90.0
将来負担比率	123.9	4.4	—
地方債現在高	3,117,086	3,241,215	3,517,898

(資料：地方財政状況調査等)

表 1－2 (1) 財政の状況

(単位：千円、％)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,160,269	3,165,397	3,374,038
經常一般財源	1,733,274	1,905,724	1,890,584
国庫支出金	444,863	175,813	182,344
府支出金	182,349	212,254	277,394
地方債	346,984	427,908	407,763
うち過疎対策事業債	—	309,000	299,500
その他	452,799	443,698	615,953
歳出総額 B	3,007,892	3,029,915	3,347,195
義務的経費	1,314,344	1,263,235	1,395,568
投資的経費	435,006	306,676	498,465
うち普通建設事業	422,676	306,676	491,397
その他	1,258,542	1,460,004	1,453,162
過疎対策事業費	—	178,845	255,841
歳入歳出差引額 C (A－B)	152,377	135,482	26,843
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,451	38,840	6,887
実質収支 C－D	133,926	96,642	19,955
財政力指数	0.39	0.32	0.30
公債費負担比率	16.2	13.4	13.4
実質公債費比率	18.6	11.0	7.8
起債制限比率	—	—	—
經常収支比率	88.0	84.5	94.1
将来負担比率	123.9	4.4	—
地方債現在高	3,117,086	3,241,215	3,597,823

(資料：地方財政状況調査等)

表 1－2 (2) 主要公共施設等の状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道改良率(%)	24.9	34.8	46.8	50.1	57.4
市町村道舗装率(%)	80.4	99.0	99.0	99.1	99.4
農道延長(m)	—	—	—	820	—
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	119	103	107	—	—
林道延長(m)	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長(m)	19	27	15	—	—
水道普及率(%)	91.4	98.9	97.7	99.6	99.5
水洗化率(%)	—	—	50.3	85.9	85.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	—	—	—

市町村道改良率・市町村道舗装率・水洗化率は、令和 2 年度末集計のため令和元年度の数値

(資料：公共施設状況調等)

表 1－2 (2) 主要公共施設等の状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道改良率(%)	24.9	34.8	46.8	50.1	57.4
市町村道舗装率(%)	80.4	99.0	99.0	99.1	99.4
農道延長(m)	—	—	—	820	820
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	119	103	107	—	—
林道延長(m)	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長(m)	19	27	15	—	—
水道普及率(%)	91.4	98.9	97.7	99.6	99.5
水洗化率(%)	—	—	50.3	85.9	85.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	—	—	—

(資料：公共施設状況調等)

9～16 頁
4 地域の持続
的発展の基本方
針

(略)
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(略)

③ 人材育成

人口減少や高齢化の進展が著しい本村において、地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保が必要となる。

本村では地域おこし協力隊の導入を図るとともに地域活性化起業人など条件不利地域の人材育成につながる支援制度を活用し、地域力の維持・強化を図っているが今後 も、引き続き各種制度を活用しながら、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。

(2) 産業の振興

① 農業の振興

(略)

(略)
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(略)

③ 人材育成

人口減少や高齢化の進展が著しい本村において、地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保が必要となる。

本村では地域おこし協力隊を導入し、地域力の維持・強化を図っているが今後、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。

(2) 産業の振興

① 農業の振興

(略)

また、イノシシやアライグマ等による農作物被害を防ぐため、捕獲に向けた体制整備や防護柵の設置促進等に取り組み、農家の収益の確保を図る。

本村の農業が将来に維持発展していくためにもほ場整備等の基盤整備に取り組む。

(略)

③ 企業誘致の推進

法規制による制限が多い本村であるが、広域基幹道路である国道 309 号河南赤阪バイパスをはじめ村内主要幹線道路沿道の数少ない適地において企業誘致を推進する。

(略)

(3) 地域における情報化

(略)

また、防災行政無線の適正管理や、情報通信手段の多角化を図る。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

(略)

③ 公共交通の維持・確保

村民の誰もが安心安全に外出できるよう、公共交通の運行を維持する等、交通手段の確保に努めるとともに、交通空白地域対策等の必要な施策を促進する。

(5) 生活環境の整備

① 上・下水道施設の整備

(略)

また、下水道施設^設の整備及び適正な維持管理により、生活環境の向上及び良好な水質保全を図る。

(略)

③ 防災・消防対策の推進

(略)

大阪南消防組合の一員として、災害時の初動体制の強化や大規模自然災害への迅速な対応ができる消防体制の強化を図るとともに、消防水利施設等の適切な機能維持管理を図る。

(略)

また、イノシシやアライグマ等による農作物被害を防ぐため、捕獲に向けた体制整備や防護柵の設置促進等に取り組み、農家の収益の確保を図る。

(略)

③ 企業誘致の推進

広域基幹道路である国道 309 号河南赤阪バイパスをはじめ村内主要幹線道路沿道の適地において企業誘致を推進する。

(略)

(3) 地域における情報化

(略)

また、防災行政無線の適正管理や、聞こえにくい音声伝達困難地域に戸別受信機の設置を推進する等情報通信の充実を図る。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

(略)

③ 公共交通の維持・確保

村民の誰もが安心安全に外出できるよう、公共交通の運行を維持する等、交通手段の確保に努める。

(5) 生活環境の整備

① 上・下水道施設の整備

(略)

また、下水道施設^節の整備及び適正な維持管理により、生活環境の向上及び良好な水質保全を図る。

(略)

③ 防災・消防対策の推進

(略)

南河内地区の自治体と消防広域化について協議し、災害時の初動体制の強化や大規模自然災害への迅速な対応ができる消防体制の強化を図るとともに、消防水利施設等の計画的に整備する。

(略)

	(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 (略) ③ 障がい者福祉の推進 「障がい者計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し障がい(児)者の地域生活を支援するため、関係機関の相互連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制をより一層推進することにより、障がい(児)者の自立・社会参加を促進する。 (略) (8) 教育の振興 (略) ② 教育の振興 学校教育においては、教育内容の充実と施設整備を進め、児童・生徒の教育環境を充実させる。本村の環境にふさわしく、子どもたちが学びやすい教育基盤の整備を検討するとともに、小・中学校連携の推進や学校給食における特色ある食育の推進等本村独自の教育施策を打ち出す。また、ICT教育では、GIGAスクール構想のもと、学校教育の情報化を様々な視点から推進する。 (略) (9) 集落の整備 人口減少や少子高齢化が進展している中、若者の流出が顕著に見られ、集落機能の低下が課題となりつつある。 (略) (12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (略) ② 村民との協働によるむらづくりの推進 (略) (削)	(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 (略) ③ 障がい者福祉の推進 「障がい者計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し障がい(児)者の地域生活を支援するため、関係機関の相互連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制をより一層推進することにより、障がい(児)者の自立・社会参加の促進を図る。 (略) (8) 教育の振興 (略) ② 教育の振興 学校教育においては、教育内容の充実と施設整備を進め、児童・生徒の教育環境を充実させる。本村の環境にふさわしく、子どもたちが学びやすい教育基盤の整備を検討するとともに、小・中学校連携の推進や学校給食における特色ある食育の推進等本村独自の教育施策を打ち出す。また、ICT教育では、GIGAスクール構想のもと、「学校教育情報化推進計画」により、学校教育の情報化を様々な視点から推進する。 (略) (9) 集落の整備 ここ数年、人口減少や少子高齢化が急速に進展している中、若者の流出が顕著に見られ、集落機能の低下が課題となりつつある。 (略) (12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (略) ② 村民との協働によるむらづくりの推進 (略) ③ 新庁舎建設事業 村民に質の高い行政サービスを提供するために、災害時の防災拠点として役割を合わせもつ役場庁舎の整備を推進する。
--	--	---

1 6 頁 5 地域の持続的発展のための基本目標	本計画において、令和 12 年度末における目標として、社人研推計では、3,718 人（国勢調査）となる見込みであるところを、4,505 人（住民基本台帳）で維持することをめざす。 <table border="1" data-bbox="344 290 1227 496"> <tr> <th>目 標</th><th>基準値 (令和 7 年 3 月 31 日)</th><th>目標値 (令和 13 年 3 月 31 日)</th></tr> <tr> <td>住民基本 台帳人口</td><td>4,612 人</td><td>4,505 人</td></tr> </table>	目 標	基準値 (令和 7 年 3 月 31 日)	目標値 (令和 13 年 3 月 31 日)	住民基本 台帳人口	4,612 人	4,505 人	本計画において、令和 7 年度末における目標として、社人研推計では、4,287 人（国勢調査）となる見込みであるところを、4,805 人（住民基本台帳）で維持することをめざす。 <table border="1" data-bbox="1263 290 2112 496"> <tr> <th>目 標</th><th>基準値 (令和 3 年 3 月 31 日)</th><th>目標値 (令和 8 年 3 月 31 日)</th></tr> <tr> <td>住民基本 台帳人口</td><td>5,064 人</td><td>4,805 人</td></tr> </table>	目 標	基準値 (令和 3 年 3 月 31 日)	目標値 (令和 8 年 3 月 31 日)	住民基本 台帳人口	5,064 人	4,805 人
目 標	基準値 (令和 7 年 3 月 31 日)	目標値 (令和 13 年 3 月 31 日)												
住民基本 台帳人口	4,612 人	4,505 人												
目 標	基準値 (令和 3 年 3 月 31 日)	目標値 (令和 8 年 3 月 31 日)												
住民基本 台帳人口	5,064 人	4,805 人												
1 7 頁 7 計画期間	計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。 ただし、今後、国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じ柔軟に見直す。	計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。 ただし、今後、国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じ柔軟に見直す。												

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

変更箇所

18～19頁

(2)その対策

変更後

(略)

② 地域間交流

人口減少による産業の停滞を解決する手段として、観光振興を基点に交流人口の拡大や地域振興を図る。そのため、観光資源でもある自然環境に恵まれた金剛山を中心に、農産物や特産品等の本村特有の物産販売並びに観光等情報発信を担う道の駅「ちはやあかさか」の充実を図り、これら資源を連携させることにより地域間交流を図る。そして、こうした施設を活かすためのソフト事業を展開する。

(略)

さらに、SNSを活用した地域情報、地域資源、交流イベント情報を多方面に発信するとともに、ふるさと応援寄附金事業を充実させ、村応援団を確保し、新たな地域活動の担い手候補ともなる関係人口の確保やUIJターンを促進する。

③ 人材育成

(略)

また、集落支援員や地域活性化起業人等の新たな地域活動や産業、特産品づくりの担い手となる専門人材を活用する。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
①会増減がゼロ以上	▲44人	±0人	転出者数が転入者数上回らない
②転入者数≥転出者数)	559件	1,000件	基準値から増
③ふるさと応援寄附金件数(年間)	0人	8人	累計人数

変更前

(略)

② 地域間交流

人口減少による産業の停滞を解決する手段として、観光振興を基点に交流人口の拡大や地域振興を図る。そのため、観光資源でもある自然環境に恵まれた金剛山を中心に、農産物や特産品等の本村特有の物産販売並びに観光等情報発信を担う道の駅「ちはやあかさか」の充実、そして、こうした施設を活かすためのソフト事業を展開する。

(略)

さらに、SNSを活用した地域情報、地域資源、交流イベント情報を多方面に発信するとともに、ふるさと応援寄附金事業を充実させ、村応援団を確保し、新たな地域活動の担い手候補ともなる関係人口の確保やUIJターンの促進を図る。

③ 人材育成

(略)

また、集落支援員や地域活性化起業人等のあらたな地域活動や産業、特産品づくりの担い手となる専門人材を活用する。

目 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
社会増減がゼロ以上	▲14人	±0人	
(転入者数≥転出者数)	773件	850件	基準値の10%増
ふるさと応援寄附金件数(年間)	0人	5人	累計人数

20頁 (3)事業計画								
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
	1 移住・ 定住・地域 間交流の 促進、人材 育成	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業	(略)		1 移住・ 定住・地域 間交流の 促進、人材 育成	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業	(略)	
			集落支援員事業 集落支援員の受け入れ、地域 活性化	千早赤阪村			集落支援員事業 集落支援員の受け入れ、地域 活性化の検討	千早赤阪村
			(略)				(略)	

第3章 産業の振興

変更箇所	変更後	変更前
21～22頁 (1)現状と課題	(略) ② 企業誘致 国道309号沿いや村内唯一の準工業地域となっている二河原辺・水分地区の主要村道沿いについて、新たな企業誘致や既存企業の村外への流出抑制を図るため、土地利用制度の弾力的な運用のほか、起業・創業施策や雇用施策等のソフト面での連携が必要である。 (略)	(略) ② 企業誘致 村内唯一の準工業地域となっている二河原辺・水分地区については、企業誘致や既存企業の村外への流出抑制を図るため、用地を拡大としたが、さらなる企業誘致をめざすためには、引き続き用地の確保が求められている。さらに企業誘致を進めるため土地利用制度の弾力的な運用のほか、起業・創業施策や雇用施策等のソフト面での連携が必要である。 (略)
22～23頁 (2)その対策	① 農業 (略) また、農地パトロールによる耕作放棄地の把握、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消に努める。さらに原材料支給、基盤整備のための補助事業、有害鳥獣対策の補助事業や鳥獣被害対策実施隊への支援により、農地の保全管理を促進する。 (略) ③ 企業誘致 企業が進出しやすい環境を整えるため、地籍調査等の土地調査により、未利用地の有効活用を促進するとともに商業施策や雇用施策と連携しつつ税等の優遇措置により積極的な企業誘致支援を行い、関係機関や村民等との連携・協力や情報収集、情報発信に努める等、村と村民が一体となった企業誘致を推進する。 また、空き家等を活用したサテライトオフィス等の誘致により、本村の自然環境や歴史・文化といった魅力を身近に味わうことができる新たな働く場の創出を検討する。 (略)	① 農業 (略) また、農地パトロールによる耕作放棄地の把握、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消に努める。さらに原材料支給、基盤整備、農業経営の安定化に向けたビニールハウス栽培促進事業等の補助制度、有害鳥獣対策の補助事業の拡充や鳥獣被害対策実施隊への支援により、農地の保全管理を促進する。 (略) ③ 企業誘致 企業が進出しやすい環境を整えるため、土地所有者の意向を踏まえ産業用地を確保することはもとより、商業施策や雇用施策と連携しつつ税等の優遇措置により積極的な企業誘致支援を行い、関係機関や村民等との連携・協力や情報収集、情報発信に努める等、村と村民が一体となった企業誘致を推進する。 また、空き家等を活用したサテライトオフィスの誘致等により、本村の自然環境や歴史・文化といった魅力を身近に味わうことができる新たな働く場の創出を検討する。 (略)

⑤ 観光

(略)

また、農林業をはじめ他の産業とも連携し、農業体験を通じた観光PRを進める。さらに、観光資源である自然環境に恵まれた金剛山を中心に活性化を図るとともに、地産品等を村民との協働により本村の特産品としてブランド化を図り、道の駅等における村内外に向けた販売・提供を含めた観光情報発信の機能を強化する仕組みづくりや地域活性化・交流拠点整備の検討を進める。

さらに、おもてなしの観光まちづくりを進めるため、景観美観の向上や案内板の整備、観光施設の整備等を進め周辺地域の一層の活性化を図る。

(略)

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
④農法人数	2 法人	4 法人	基準値から増
⑤害鳥獣駆除数(年間)	84 頭	120 頭	基準値から増
⑥林間伐面積(年間)	31.02ha	53.00ha	基準値から増
⑦地方税課税免除制度を活用した企業誘致・設備投資件数	0 件	1 件	基準値から増
⑧業支援受講者による新規創業者数	0 人	4 人	基準値から増
⑨規特産品数	0 品	8 品	基準値から増
⑩観光協会会員数	18 件	25 件	基準値から増

⑤ 観光

(略)

また、農林業をはじめ他の産業とも連携し、農業体験を通じた観光PRを進める。さらに、地産品等を村民との協働により本村の特産品としてブランド化を図り、道の駅等、村内外に向けた販売・提供を含めた観光情報発信の機能を強化する仕組みづくりや地域活性化・交流拠点整備の検討を進める。

さらに、おもてなしの観光まちづくりを進めるため、景観美観の向上や案内板の整備、観光地施設の整備等を進め周辺地域の一層の活性化を図る。

(略)

目 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
営農法人数	2 法人	3 法人	
有害鳥獣駆除数(年間)	72 頭	120 頭	基準値の60%増
森林間伐面積(年間)	53.53ha	53ha	基準値の維持
地方税課税免除制度を活用した企業誘致・設備投資件数	0 件	1 件	
創業支援受講者による新規創業者数	0 人	4 人	
新規特産品数	0 品	4 品	
村観光協会会員数	17 件	21 件	基準値の20%増

2 4 頁

(3) 事業計画

持続的 発展施 策区分	2 産 業 の 振 興	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
		(略)		
		(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	(削)	
			農作物被害防止対策事業 電気柵、ワイヤメッシュ等の材料 費を補助	千早赤阪村
			農業用施設整備事業 農業用施設 (水路・農道等) 整備 に係る費用を補助	千早赤阪村
			農の活性化プロジェクト いちご等の新規就農のあっせん	千早赤阪村 民間事業者
			(削)	
			(削)	
			(削)	
			(削)	
			森林環境保全整備事業 森林整備に対する補助	千早赤阪村
			間伐材搬出利用促進事業 間伐材搬出に対する補助	千早赤阪村
			(略)	

持続的 発展施 策区分	2 産 業 の 振 興	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
		(略)		
		(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	農業次世代人材投資事業 就農の安定化のための給付金助成	千早赤阪村
			農作物被害防止対策事業 電気柵、ワイヤメッシュ等の材料 費を補助	千早赤阪村
			農業用施設整備事業 農業用施設事業に係る原材料費 を補助	千早赤阪村
			農の活性化プロジェクト いちごの楽園プロジェクト	千早赤阪村 民間事業者
			農産物直売所活性化事業 農産物直売所運営に対する補助	千早赤阪村
			営農促進事業 遊休農地で耕作を始める人に 対し、草刈委託費を補助	千早赤阪村
			ビニールハウス栽培促進事業 ビニールハウスの材料費を補助	千早赤阪村
			森林整備地域活動計画作成事業 森林経営計画作成に対する補助	千早赤阪村
			森林環境保全整備事業 森林整備に対する補助	千早赤阪村
			間伐材搬出事業 間伐材搬出に対する補助	千早赤阪村
			(略)	

2 5 頁

(4) 産業振興促
進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興区域	業 種	計画期間	備考
村内全域	製造業、旅館 業、農林水産物 等販売業、情報 サービス業等	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興区域	業 種	計画期間	備考
村内全域	製造業、旅館 業、農林水産物 等販売業、情報 サービス業等	令和 3 年 9 月 17 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	

第4章 地域における情報化

変更箇所	変更後	変更前																																
2 6 頁 (1)現状と課題	① 防災無線 平成 24 年度に設置した災害発生時等に無線にて村内全域に発信できる防災行政無線の更新、音達不通地域における情報伝達手段の整備等、防災をはじめとする行政情報の提供に努め、引き続き施設の維持、活用を図る必要がある。 ② デジタル技術活用 (略) 今後、I C T 社会に対応した人材の育成、マイナンバーカード、キャッシュレス決済等の新しい技術を活用した行政サービスの利便性の向上、地域産業や住民活動の情報化による活性化等への対応が課題となる。	① 防災無線 平成 24 年度に設置した災害発生時等に無線にて村内全域に発信できる防災行政無線の更新、音達不通地域では戸別受信機を設置する等、防災をはじめとする行政情報の提供に努め、引き続き施設の維持、活用を図る必要がある。 ② デジタル技術活用 (略) 今後、I C T 社会に対応した人材の育成、マイナンバーカード、キャッシュレス決済等の新しい技術を活用した行政サービスの向上、地域産業や住民活動の情報化による活性化等への対応が課題となる。																																
2 6 ～ 2 7 頁 (2)その対策	(略) ② デジタル技術活用 (略) 行政の情報化については、魅力的なホームページの作成やSNS 等新たな媒体の活用、電子申請や業務システム等電子自治体の構築を進め、積極的な情報の発信、村民の利便性が向上するサービス提供、業務の効率化に努める。 <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 6 年度)</th><th>目標値 (令和 12 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>⑪マイナンバーカードを利用した電子申請手続数</td><td>13 件</td><td>5 件</td><td>基準値の維持 (目標値を下回らない)</td></tr><tr><td>⑫電子申請システム導入数</td><td>1 件</td><td>1 件</td><td>基準値の維持</td></tr><tr><td>⑬広報手段の増加</td><td>4 件</td><td>3 件</td><td>基準値の維持 (目標値を下回らない)</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考	⑪マイナンバーカードを利用した電子申請手続数	13 件	5 件	基準値の維持 (目標値を下回らない)	⑫電子申請システム導入数	1 件	1 件	基準値の維持	⑬広報手段の増加	4 件	3 件	基準値の維持 (目標値を下回らない)	(略) ② デジタル技術活用 (略) 行政の情報化については、魅力的なホームページの作成やSNS 等新たな媒体の構築、電子申請や業務システム等電子自治体の構築を進め、積極的な情報の発信、村民の利便性が向上するサービス提供、業務の効率化に努める。 <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 2 年度)</th><th>目標値 (令和 7 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>マイナンバーカードを利用した電子申請手続数</td><td>0 件</td><td>27 件</td><td></td></tr><tr><td>電子申請システム導入数</td><td>0 件</td><td>2 件</td><td></td></tr><tr><td>広報手段の増加</td><td>2 件</td><td>3 件</td><td>SNS を活用した広報手段</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考	マイナンバーカードを利用した電子申請手続数	0 件	27 件		電子申請システム導入数	0 件	2 件		広報手段の増加	2 件	3 件	SNS を活用した広報手段
目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考																															
⑪マイナンバーカードを利用した電子申請手続数	13 件	5 件	基準値の維持 (目標値を下回らない)																															
⑫電子申請システム導入数	1 件	1 件	基準値の維持																															
⑬広報手段の増加	4 件	3 件	基準値の維持 (目標値を下回らない)																															
目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考																															
マイナンバーカードを利用した電子申請手続数	0 件	27 件																																
電子申請システム導入数	0 件	2 件																																
広報手段の増加	2 件	3 件	SNS を活用した広報手段																															

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地 域にお ける情 報化	(1) 電気通信 施設等情報化 のための施設	防災行政無線設備改良事業 防災行政無線施設の機器更新等	千早赤阪村
		防災行政無線音達不通地域における 情報伝達手段の整備事業 情報伝達機器等の購入・設置	千早赤阪村
	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	広報戦略推進事業 広報紙、ホームページ、SNS を活 用した情報発信	千早赤阪村
		(削)	

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地 域にお ける情 報化	(1) 電気通信 施設等情報化 のための施設	防災行政無線設備改良事業 防災行政無線施設の機器更新等	千早赤阪村
		防災行政無線戸別受信機購入・設置 事業 戸別受信機等の購入・設置	千早赤阪村
	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	広報戦略推進事業 広報紙、ホームページ、SNS を活 用した情報発信の実施	千早赤阪村
		行政手続オンライン化事業 電子申請の導入	千早赤阪村

第 5 章 交通施設の整備、交通手段の確保

変更箇所	変更後	変更前																																
● 28 頁 (1) 現状と課題	(略) ③ 公共交通 本村の公共交通は、令和 5 年 12 月、金剛バス路線廃止に伴いその代替えとして富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会を設立し運行する金剛ふるさとバス（コミュニティバス）、南海バスがそれぞれ近鉄富田林駅、南海・近鉄河内長野駅を発着して運行しており、通勤・通学をはじめとする日常生活に欠かせない役割を担っている。	(略) ③ 公共交通 本村の公共交通は、金剛バス、南海バスがそれぞれ近鉄富田林駅、南海・近鉄河内長野駅を発着して運行しており、通勤・通学をはじめとする日常生活に欠かせない役割を担っている。																																
29 頁 (2) その対策	① 道路 広域交流を促進し、地域の活性化を図るため、引き続き、府県間をつなぐ国道 309 号整備工事の早期実現を図るため関係団体等と連携した取組を進める。 村内の中央部から金剛山の麓までの府道富田林五条線をはじめ、府道 6 路線については、老朽化への対応、道路通行の安全確保や緊急時の緊急交通路の確保等のため早急な改良等を大阪府に要望する。 (略) ③ 公共交通 (略) また、公共交通空白地域についても、交通事業者、村民等地域の協力を得て、地域公共交通の確保に努めるとともに新たな対策を検討する。 <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 6 年度)</th><th>目標値 (令和 12 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>⑭道路改良率</td><td>58.0%</td><td>60.0%</td><td>基準値から増</td></tr><tr><td>⑮緊急交通路の橋梁の耐震化率</td><td>50%</td><td>100%</td><td>基準値から増</td></tr><tr><td>⑯村内の公共交通機関路線延長</td><td>L=14.8 km</td><td>L=22.7 km</td><td>基準値から増</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考	⑭道路改良率	58.0%	60.0%	基準値から増	⑮緊急交通路の橋梁の耐震化率	50%	100%	基準値から増	⑯村内の公共交通機関路線延長	L=14.8 km	L=22.7 km	基準値から増	① 道路 広域交流を促進し、地域の活性化を図るため、引き続き、国道 309 号河南赤阪バイパス整備工事の早期実現を図るため関係団体等と連携した取組を進める。 村内の中央部から金剛山の麓までの府道富田林五条線をはじめ、府道 6 路線については、老朽化への対応、道路通行の安全確保や緊急時の緊急交通路の確保等のため早急な改良等を府に要望する。 (略) ③ 公共交通 (略) また、公共交通空白地域についても、交通事業者、村民等地域の協力を得て、地域公共交通の維持を図る。 <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 2 年度)</th><th>目標値 (令和 7 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>道路改良率</td><td>57.5%</td><td>58.5%</td><td>基準値から 1 % 増</td></tr><tr><td>緊急交通路の橋梁の耐震化率</td><td>50%</td><td>75%</td><td>基準値から 25% 増</td></tr><tr><td>村内の公共交通機関路線延長</td><td>L=22.7 km</td><td>L=22.7 km</td><td>基準値の維持</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考	道路改良率	57.5%	58.5%	基準値から 1 % 増	緊急交通路の橋梁の耐震化率	50%	75%	基準値から 25% 増	村内の公共交通機関路線延長	L=22.7 km	L=22.7 km	基準値の維持
目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考																															
⑭道路改良率	58.0%	60.0%	基準値から増																															
⑮緊急交通路の橋梁の耐震化率	50%	100%	基準値から増																															
⑯村内の公共交通機関路線延長	L=14.8 km	L=22.7 km	基準値から増																															
目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考																															
道路改良率	57.5%	58.5%	基準値から 1 % 増																															
緊急交通路の橋梁の耐震化率	50%	75%	基準値から 25% 増																															
村内の公共交通機関路線延長	L=22.7 km	L=22.7 km	基準値の維持																															

(3)事業計画

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交 通 施 設 の 整 備、交 通 手 段 の 確 保	(1)市町村道	村道橋梁整備事業 村道、橋梁の維持、整備、修繕	千早赤阪村
	(削)		
	(削)		(削)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交 通 施 設 の 整 備、交 通 手 段 の 確 保	道路	(1)市町村道	千早赤阪村
		村道橋梁整備事業 村道、橋梁の維持、整備、修繕	千早赤阪村
		村道水分森屋線 (設計) L=300m	千早赤阪村
		村道水分森屋線 (改良) L=300m	千早赤阪村
		村道小吹台北5号線外3路線 (舗装) L=800m	千早赤阪村
		村道小吹台南7号線外3路線 (舗装) L=900m	千早赤阪村
		村道小吹台北線外3路線 (舗装) L=800m	千早赤阪村
		村道小吹台北11号線外2路線 (舗装) L=70m	千早赤阪村
		村道小吹台東3号線外3路線 (舗装) L=800m	千早赤阪村
		村道小吹台学校1号線外3路線 (舗装) L=700m	千早赤阪村
		村道学校上東阪線 (改良) L=200m 拡幅工事	千早赤阪村
		村道橋梁整備事業 村道、橋梁の維持、整備、修繕	千早赤阪村
	橋梁	桐山時田橋 (設計)	千早赤阪村
		桐山時田橋 (補修)	千早赤阪村
		桐山大橋 (設計)	千早赤阪村
		桐山大橋 (補修)	千早赤阪村

	(2) 農道	農道整備事業 農道の維持、整備、修繕	千早赤阪村
	(9) 過疎地域特 続的発展特別 事業	地域公共交通事業 <u>地域公共交通計画の策定・実施</u>	千早赤阪村 <u>交通協議会</u>
		<u>地域公共交通デジタル化事業</u> <u>地域公共交通のデジタル化</u>	千早赤阪村 交通協議会
		<u>地域公共交通利用料助成事業</u> <u>タクシー・バス利用料の助成</u>	千早赤阪村 <u>交通協議会</u>
		<u>地域公共交通確保事業</u> <u>コミュニティバスの運行</u>	千早赤阪村 <u>交通協議会</u>
		<u>4市町村地域公共交通活性化事業</u> <u>4市町村地域公共交通活性化協議</u> <u>会負担金</u>	千早赤阪村 <u>交通協議会</u>

	(2) 農道	農道整備事業 農道の維持、整備、修繕	千早赤阪村
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通事業 <u>タクシー・バス利用料の助成</u>	千早赤阪村
		<u>地域公共交通事業</u> <u>地域公共交通計画の策定・実施</u>	千早赤阪村 交通協議会
		<u>路線バス等キャッシュレス化システム整備事業</u> <u>スマートフォンアプリによる定期券の導入</u>	千早赤阪村 <u>広域協議会</u>
		<u>地域公共交通事業</u> <u>コミュニティバス運行事業</u>	千早赤阪村
		<u>4市町村地域公共交通活性化協議会負担金</u>	千早赤阪村 <u>広域協議会</u>

第6章 生活環境の整備

変更箇所	変更後	変更前
31～32頁 (1)現状と課題	① 上水道施設 本村の水道事業は、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時の対応を図るため、平成29年に大阪広域水道企業団と<u>経営</u>統合した。 (略) ② 下水道施設 本村の下水道事業は、平成5年度から事業に着手し、令和<u>6</u>年度末での整備面積 <u>210.36</u>ha、整備率 <u>56.7</u>%、普及率 <u>79.9</u>%、水洗化率 <u>88.2</u>%となっている。また、下水道計画区域以外については、浄化槽設置補助事業を実施しており、令和<u>6</u>年度末で約 <u>47</u>%の整備率である。 (略) ③ 廃棄物処理 本村で1年間に排出される廃棄物の量は令和<u>6</u>年度は約 <u>1,636</u>tで、これらの廃棄物は、3市2町1村で構成する南河内環境事業組合で共同処理している。 (略) ④ 消防・防災 (略) 常備消防体制については、<u>令和6年から5市2町1村で構成された、大阪南消防組合による消防広域化に伴い、本村には千早赤阪出張</u>	① 上水道施設 本村の水道事業は、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時の対応を図るため、平成29年に大阪広域水道企業団と統合した。 (略) ② 下水道施設 本村の下水道事業は、平成5年度から事業に着手し、令和<u>2</u>年度末での整備面積 <u>207.37</u>ha、整備率 <u>55.9</u>%、普及率 <u>78.7</u>%、水洗化率 <u>85.6</u>%となっている。また、下水道計画区域以外については、浄化槽設置補助事業を実施しており、令和<u>2</u>年度末で約 <u>45</u>%の整備率である。 (略) ③ 廃棄物処理 本村で1年間に排出される廃棄物の量は令和<u>2</u>年度は約 <u>1,691</u>tで、これらの廃棄物は、3市2町1村で構成する南河内環境事業組合で共同処理している。 <u>南河内環境事業組合の施設については、昭和57年に建設され、39年経過しており、今後、令和4年度から3ヵ年で計画的に施設を整備していくため、多額の負担が必要と予想される。また、し尿処理についても南河内環境事業組合において共同処理しており、下水道の普及により収集・処理量とも減少傾向であるが、今後も浄化槽汚泥、汲み取りし尿が発生することから、計画的な施設管理が必要である。</u> (略) ④ 消防・防災 (略) 常備消防体制については、<u>現在、事務委託している富田林市消防本部に1署3分署が設置され、本村に千早赤阪分署を設置している。千</u>

	所が設置され、出張所には、消防タンク車、救急車及び山岳資機材搬送車各 1 台を配備している。 今後、消防組合として、車両及び資機材などの計画的な更新が必要となっている。 また、消防団は、7 分団あり、本団に指令車 1 台、分団に消防ポンプ車 1 台、消防小型動力ポンプ積載車 13 台を配備している。また、普通消火栓 233 基、防火水槽 18 基が整備されている。今後は、消火栓及び防火水槽の適切な機能維持管理を図る。 村民誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災に取り組む民間事業者等との連携や「地域防災計画」に基づき村民と行政が一体となって平時から防災に取り組み、災害に強いむらづくりに努めていく必要がある。	早赤阪分署には消防タンク車 1 台、消防小型動力ポンプ車 1 台、高規格救急車 1 台を配備しているが、消防救急無線のデジタル化をはじめ、通信指令システム等の整備や車両及び資機材の老朽化に伴い、計画的な更新が必要となっている。 また、消防団は、7 分団あり、本団に指令車 1 台、分団に消防ポンプ車 1 台、消防小型動力ポンプ積載車 13 台を配備している。また、普通消火栓 232 基、防火水槽 18 基が整備されている。近年の出火件数はほぼ横ばいであるが、中山間地域という地理的条件から消防水利の確保が課題であり、そのための設備や施設整備が求められる。 村民誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災に取り組む民間事業者等との協定締結数の増加連携や「地域防災計画」に基づき村民と行政が一体となって平時から防災に取り組み、災害に強いむらづくりに努めていく必要がある。
32～33 頁 (2) その対策	① 上水道施設 将来にわたり安心、安全な水道水を安定的に供給するため、大阪広域水道企業団による効率的な水道施設の更新、適正な維持管理、資金の確保等適正な水道事業運営を図る。 (略) ④ 消防・防災 がけ崩れや地すべり等、土砂災害の防止・軽減に資するため、危険箇所の適切な把握に努め、土砂災害防止施設の整備を図るよう大阪府に積極的に要望する。また災害から村民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の除却や移転、補強や住宅耐震に対する補助制度により、安心、安全な暮らしを確保する。 常備消防体制については、大阪南消防組合の一員として、緊急時や災害時に迅速に対応できる消防体制の強化を図り車両及び資機材の整備を進める。また、既に整備を進めている防災行政無線の施設等の更新、維持、活用を図り、災害に強いむらづくりを推進する。	① 上水道施設 将来にわたり安心、安全な水道水を安定的に供給するため、大阪広域水道企業団による効率的な水道施設の更新、適正な維持管理、資金の確保等適正な水道事業運営を図る。なお、事業運営の経費に対して、本村から繰出しを行うことにより、住民負担の軽減を図る。 (略) ④ 消防・防災 がけ崩れや地すべり等、土砂災害の防止・軽減に資するため、危険箇所の適切な把握に努め、土砂災害防止施設の整備を図るよう府に積極的に要望する。また災害から村民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の除却や移転、補強や住宅耐震に対する補助制度により、安心、安全な暮らしを確保する。 常備消防体制については、大阪南消防組合の一員として、緊急時や災害時に迅速に対応できる消防体制の強化を図り通信指令システム等の整備や車両及び資機材の整備を進める。また、既に整備を進めている防災行政無線の施設等の更新、維持、活用を図り、災害に強いむ

消防自動車をはじめとする車両や資機材等は、装備計画に基づき更新事業を実施する。さらに、これらの施設等を支障なく有効に活用するために維持管理を図る。

また、消火活動の環境整備のため、防火水槽や消火栓等の適切な機能維持管理を図る。

村民と行政が一体となって平時から防災に取り組むため、地域が主体となる自主防災組織の育成を推進し、避難所等の維持管理や、災害時の備蓄品や資機材の確保等、災害に強いむらづくりに取り組む。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
⑰水洗化率	88.2%	92.2%	基準値から増 (下水道)
⑱浄化槽整備率	46.8%	53.3%	基準値から増 (合併浄化槽)
⑲下水道普及率	79.9%	80.0%	基準値から増
⑳廃棄物総排出量 (年間)	1,636 t	1,630t	基準値から減
㉑有価物回収量 (年間)	210.0 t	268.9 t	基準値から増
㉒自主防災組織の結成数	13 件	13 件	基準値の維持
㉓災害協定の締結件数	12 件	12 件	基準値の維持

らづくりを推進する。

消防自動車をはじめとする車両や資機材等は、経年劣化による老朽化に伴い、更新計画を立て、この計画に基づき更新事業を実施する。さらに、これらの施設等を支障なく有効に活用するために維持管理を図る。

また、消火活動の環境整備のため、消防水利の確保が必要であり、防火水槽や消火栓等の施設整備を図る。

村民と行政が一体となって平時から防災に取り組むため、地域が主体となる自主防災組織の育成を推進し、避難所及び備蓄倉庫等の整備や、災害時の備蓄品や資機材の確保等、災害に強いむらづくりに取り組む。

目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
水洗化率	85.6%	85.7%	下水道
浄化槽整備率	45.4%	53.0%	合併浄化槽
下水道普及率	78.7%	79.5%	
廃棄物総排出量 (年間)	1,691 t	1,630t	基準値の 3.6%減
有価物回収量 (年間)	256.6t	268.9 t	基準値の 4.8%増
自主防災組織の結成数	10 件	13 件	全ての地区・ 自治会で結成
災害協定の締結件数	3 件	8 件	

(3) 事業計画

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生 活環境 の整備	(略)		
	(2) 下水処理 施設等 公共下水道	下水道整備工事 二河原辺・吉年地区	千早赤阪村
	(略)		
	(5) 消防施設	消防団消防車両・資機材整備事業 軽自動車消防小型ポンプ積載車ほか	千早赤阪村
		消防用水利整備事業 耐震性貯水槽設置	千早赤阪村
		(削)	
	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業	(略)	
		有価物集団回収支援事業 古紙古布のリサイクルにおける 地域の集団回収事業補助	千早赤阪村
		自主防災組織結成支援事業 自主防災組織育成の資機材等の助成	千早赤阪村
		備蓄品等整備事業 備蓄品及び資機材の購入	千早赤阪村
		がけ地近接等危険住宅移転補助事業 危険住宅の除却・移転に伴う新規 住宅建設経費の一部助成	千早赤阪村
		(略)	

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生 活環境 の整備	(略)		
	(2) 下水処理 施設等 公共下水道	下水道整備工事 水分・吉年地区	千早赤阪村
	(略)		
	(5) 消防施設	消防団消防車両・資機材整備事業 軽自動車消防小型ポンプ積載車ほか	千早赤阪村
		消防用水利整備事業 耐震性貯水槽設置	千早赤阪村
		備蓄倉庫等整備事業 災害時の備蓄倉庫等の整備、 備蓄品及び資機材の購入	千早赤阪村
	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業	(略)	
		有価物集団回収支援事業 古紙古布のリサイクルにおける 地域の集団回収事業補助	千早赤阪村
		自主防災組織結成支援事業 自主防災組織育成の資機材等の助成	千早赤阪村
		がけ地近接等危険住宅移転補助事業 危険住宅の除却・移転に伴う新規 住宅建設経費の一部助成	千早赤阪村
		(略)	

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

変更箇所	変更後	変更前
35～36頁 (1)現状と課題	① 児童福祉 (略) こうした中、子育て支援として、妊婦から出産までは妊婦健診全額相当の助成等、新生児から幼児までは子育て拠点事業や子育て応援出産お祝い事業等、また小学校から中学校卒業までは給食費助成事業等、妊婦から中学生まで切れ目のない子育て環境の充実を図っているが、依然少子化は進展している。 (略) ② 高齢者福祉 本村の65歳以上の高齢者人口は、令和2年では2,232人(国勢調査)で高齢化率は、45.5%となっており、府内でも高齢化率が高く、今後さらに増加していくことが予測される。 (略) ④ 保健衛生 (略) このため、「健康ちはやあかさか21(第4期)(健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画)」により、個人の生活習慣の改善に加えて、社会環境の改善に向けて、関係機関と協力した取組を行っている。 また、死因の3割を占めるがんについては早期発見・早期治療が特に重要と考え対策を行っているが、より受診しやすい体制づくりが必要である。 (略) 健康づくりの拠点である保健センターは、建設後約30年が経過し、令和元年度に大規模改修を行ったが老朽化による設備の補修や維持管理等が必要である。	① 児童福祉 (略) こうした中、子育て支援として、妊婦から出産までは妊婦健診全額相当の助成等、新生児から幼児までは子育て拠点の開設や子育て応援出産お祝い事業等、また小学校から中学校卒業までは給食費助成事業等、妊婦から中学生まで切れ目のない子育て環境の充実を図っているが、依然少子化は進展している。 (略) ② 高齢者福祉 本村の65歳以上の高齢者人口は、平成27年では2,211人(国勢調査)で高齢化率は、45.4%となっており、府内でも高齢化率が一番高く、今後さらに増加していくことが予測される。 (略) ④ 保健衛生 (略) このため、「健康ちはやあかさか21(健康増進計画・食育推進計画)(第3期)」により、個人の生活習慣の改善に加えて、社会環境の改善に向けて、関係機関と協力した取組を行っている。 また、死因の3割を占めるがんについては早期発見・早期治療が特に重要と考え対策を行っているが、より受診しやすい体制づくりが必要である。 (略) 健康づくりの拠点である保健センターは、建設後26年が経過し、令和元年度に大規模改修を行ったが老朽化による設備の補修や維持管理等が必要である。

36～38頁 (2)その対策	① 児童福祉 (略) 子どもの健全育成と子育ての精神的不安を解消するため、育児交流・相談やサポート体制の拠点である こども家庭センター の体制や子どもを健康に育てていくため、妊娠・出産・育児における母子保健事業の体制を強化する。 ② 高齢者福祉 (略) そのため、地域包括支援センターが、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を担い、重度化予防や医療介護の連携による強化、さらに高齢者を地域全体で見守り・支える地域づくりを推進するためシステム構築を進める。 また、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議にて情報の共有を図るとともに、広報や通いの場での周知により 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう積極的に情報を発信していくよう努める。 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち生活できるよう、介護予防教室事業、自主的な介護予防の取組支援、老人クラブ活動支援を行い、活力と生きがいのあるいきいきとした社会参加のための支援を行う。また、村内にある介護予防拠点施設（いきいきサロン）の整備や改修に取り組む。 ③ 障がい(児)者福祉 (略) また、障がい(児)者とその家族が地域でいきいきと安心して生活を送っていくため、相談支援体制や、地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターの充実に取り組む。 (略)	① 児童福祉 (略) 子どもの健全育成と子育ての精神的不安を解消するため、育児交流・相談やサポート体制の拠点である 地域子育て支援センター の体制や子どもを健康に育てていくため、妊娠・出産・育児における母子保健事業の体制を強化する。 ② 高齢者福祉 (略) そのため、地域包括支援センターが、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を担い、重度化予防や医療介護の連携による強化、さらに高齢者を地域全体で見守り・支える地域づくりを推進するため 社会福祉協議会と連携し システム構築を進める。 また、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議に 村民代表を選出して 情報の共有を図るとともに、情報公開システム等を活用し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう積極的に情報を発信していくよう努める。 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち生活できるよう、介護予防教室事業、自主的な介護予防の取組支援、老人クラブ活動支援を行い、活力と生きがいのあるいきいきとした社会参加のための支援を行う。また、村内に 2カ所 ある介護予防拠点施設（いきいきサロン）の充実を図る。 ③ 障がい(児)者福祉 (略) また、交流機会の拡大と地域社会での障がい(児)者に対する意識啓発、就労に向けた取組の実現をめざし、社会福祉協議会等が実施する活動等に対し支援する。 (略)
------------------------------	--	---

	令和8年度					令和12年度					令和2年度					令和7年度						
	目 標		基準値 (令和8年度)		備 考	目 標		基準値 (令和12年度)			目 標		基準値 (令和2年度)			備 考	目 標		基準値 (令和7年度)			
	24出生数 (年間)		11 人			26 人		基準値から増			出生数(年間)		16 人				26 人		基準値の維持			
	25地域子育て 支援拠点事業 未就学児1人 あたりの利用 (年間)		5.0 回			基準値から増	5.2 回		基準値の維持			地域子育て支 援拠点事業未 就学児1人あ たりの利用(年 間)		5.0 回			5.2 回		基準値の維持			
	26要介護認定 者数		423 人				292 人		基準値から減			要介護認定者 数		324 人			304 人		基準値の 6.2%減			
	27介護予防自 主グループ数		13 グループ			基準値から増	16 グループ		基準値から増			介護予防自主 グループ数		11 グループ			14 グループ		基準値の維持			
	28介護予防・日 常生活支援総 合事業の利用 者数(年間)		658 人				612 人		基準値から減			介護予防・日常 生活支援総合 事業の利用者 数(年間)		636 人			576 人		基準値の 9.4%減			
	29福祉施設か ら一般就労へ の移行者数(年 間)		0 人			基準値から増	1 人		基準値から増			福祉施設から 一般就労への 移 行 者 数 (年間)		0 人			1 人		基準値の維持			
	30がん検診受 診率		胃がん	7.3%	基準値の維持		胃がん	8.0%				がん検診受診 率	胃がん	7.1%	胃がん		7.6%					
			大腸がん	7.9%			大腸がん	8.0%					大腸がん	7.2%	大腸がん		7.6%					
			肺がん	6.6%			肺がん	7.0%					肺がん	6.1%	肺がん		6.6%					
			乳がん	16.4%			乳がん	16.0%					乳がん	15.4%	乳がん		15.7%					
			子宮頸がん	15.2%			子宮頸がん	16.0%					子宮頸がん	15.6%	子宮頸がん		15.8%					

38頁

(3)事業計画

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子 育て環 境の確 保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	(削)		
	(3) 高齢者福祉施設	いきいきサロン整備事業 いきいきサロンの設備や施設改修等	千早赤阪村
	その他		
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター整備事業 保健センターの設備や施設改修等	千早赤阪村
	(略)		

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子 育て環 境の確 保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業 認定こども園園舎の改修工事	千早赤阪村 民間事業者
	(3) 高齢者福祉施設	いきいきサロン整備事業 いきいきサロンの設備や施設改修等	千早赤阪村
	その他		
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター整備事業 保健センター整備	千早赤阪村
	(略)		

第8章 医療の確保

変更箇所	変更後	変更前																				
40頁 (1)現状と課題	① 診療施設 (略) なお、村国民健康保険千早診療所については、築50年以上経過しているため、施設の老朽化・耐震等が課題となっている。 (略)	① 診療施設 (略) なお、村国民健康保険千早診療所については、築40年以上経過しているため、施設の老朽化・耐震等が課題となっている。 (略)																				
40～41頁 (2)その対策	(略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和6年度)</th><th>目標値 (令和12年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>㊸医療機関数</td><td>4カ所</td><td>4カ所</td><td>基準値の維持</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考	㊸医療機関数	4カ所	4カ所	基準値の維持	(略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和2年度)</th><th>目標値 (令和7年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>医療機関数</td><td>4カ所</td><td>4カ所</td><td>基準値の維持</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備 考	医療機関数	4カ所	4カ所	基準値の維持				
目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考																			
㊸医療機関数	4カ所	4カ所	基準値の維持																			
目 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備 考																			
医療機関数	4カ所	4カ所	基準値の維持																			
41頁 (3)事業計画	<table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="2">7 医 療 の 確 保</td><td rowspan="2">(1)診療施設 診療所</td><td>国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備 や施設改修等</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	7 医 療 の 確 保	(1)診療施設 診療所	国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備 や施設改修等	千早赤阪村	(略)		<table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="2">7 医 療 の 確 保</td><td rowspan="2">(1)診療施設 診療所</td><td>国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備 の整備</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	7 医 療 の 確 保	(1)診療施設 診療所	国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備 の整備	千早赤阪村	(略)	
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																			
7 医 療 の 確 保	(1)診療施設 診療所	国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備 や施設改修等	千早赤阪村																			
		(略)																				
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																			
7 医 療 の 確 保	(1)診療施設 診療所	国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備 の整備	千早赤阪村																			
		(略)																				

第9章 教育の振興

変更箇所	変更後	変更前
42～43頁 (1)現状と課題	① 生涯学習 (略) 生涯学習活動として、英語教育が盛んな本村の特色を活かした英語教室、歴史・文化について探究する座学形式の講座、マリンスポーツを体験する機会の少ない児童を対象にした<u>事業</u>等、村の地域性、特色を活かした多様な学習機会の提供を行っている。今後、さらに村民ニーズに対応した事業の拡充と見直しが必要となっている。 社会教育施設については、各施設共に利用人数・収入は横ばい傾向にあるとともに、老朽化による改修及びサービスの向上が必要となっている。 (略) ② 学校教育 本村には、4幼稚園、4小学校、1中学校であったが、平成12年に幼稚園を一園に統合し、平成19年・20年には小学校を4校から2校に統合した。また、令和2年3月に公立幼稚園を廃止し、認定こども園を設置したため、現在は、社会福祉法人による公私連携幼保連携型認定こども園、1園、小学校2校及び中学校1校体制となっている。 今後さらに、人口減少や少子化により児童・生徒数の減少が予測され、地域の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、<u>少人数であることのメリットを最大限に活かす</u>教育内容の一層の充実をめざした教育環境の整備が必要である。 本村では小・中<u>学校</u>の9年間を通じ、一貫した教育を推進することにより、「生きる力の育成」を図り、「確かな学力」の確立と「豊かな人間性と道徳心」を育むとともに、外国語活動・情報化教育等の充実に努め、村の特色を生かした学校づくりを進めている。学校の統廃合に伴う遠距離通学対策としてスクールバス運行等の通学支援も実施している。 (略) また、充実した情報化教育を推進するため、国のGIGAスクール構想の下で整備した<u>コンピューター</u>端末の更新が必要となる。 (略)	① 生涯学習 (略) 生涯学習活動として、英語教育が盛んな本村の特色を活かした英語教室、歴史・文化について探究する座学形式の講座、マリンスポーツを体験する機会の少ない<u>幼児・児童</u>を対象にした<u>水泳教室</u>等、村の地域性、特色を活かした多様な学習機会の提供を行っている。今後、さらに村民ニーズに対応した事業の拡充と見直しが必要となっている。 社会教育施設については、各施設共に利用人数・収入が減少傾向にあるとともに、老朽化による改修及びサービスの向上が必要となっている。とりわけ、<u>図書室については、蔵書の充実や図書検索のネットワークシステムの更新等、村民ニーズに対応したサービスの提供や施設整備を行う必要がある。</u> (略) ② 学校教育 本村には、4幼稚園、4小学校、1中学校がであったが、平成12年に幼稚園を一園に統合し、平成19年・20年には小学校を4校から2校に統合した。また、令和2年3月に公立幼稚園を廃止し、認定こども園を設置したため、現在は、<u>小学校2校、中学校1校及び社会福祉法人による公私連携幼保連携型認定こども園</u>となっている。 今後さらに、人口減少・少子化により児童数の減少が予測され、地域の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、教育内容の一層の充実をめざした教育環境の整備や再編の検討が必要である。 本村では小・中の9年間を通じ、一貫した教育を推進することにより、「生きる力の育成」を図り、「確かな学力」の確立と「豊かな人間性と道徳心」を育むとともに、外国語活動・情報化教育等の充実に努め、村の特色を生かした学校づくりを進めている。学校の統廃合に伴う遠距離通学対策としてスクールバス運行等の通学支援も実施している。 (略) また、充実した情報化教育を推進するため、国のGIGAスクール構想の下で整備した<u>タブレット</u>端末の更新が必要となる。 (略)

① 生涯学習

(略)

くすのきホールや郷土資料館、B & G 海洋センター等の社会教育施設については、施設の老朽化が進んでいることから、今後、施設のあり方を検討しながら、村民や利用者ニーズに対応した施設の改修方法を検討し、計画的に設備等の改修を実施する。

(略)

② 学校教育

(略)

今後もさらなる少子化等による児童・生徒数の減少が予測される中、少人数であることのメリットを最大に活かす教育を進めていく必要があり、国が推奨する学校運営協議会を設置し、産官学協働の教育活動を推進しながら将来を担う子どもたちの健全育成や教育内容の一層の充実をめざす。

また、児童・生徒の安全な登下校の確保のため計画的に通学バスの更新を行う。

(略)

児童・生徒の心身の健全な発育と食生活改善を促進するため、食育、地産地消も含めた学校給食を推進するとともに、食の安全性を確保するため、学校給食施設のあり方を検討するとともに、設備の計画的な更新を行う。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
㉔全国学力・学習状況調査の平均正答率	中学校 大阪府平均正答率を下回る	中学校 大阪府平均正答率を上回る	基準値から増
㉕全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校 大阪府平均正答率を上回る	小学校 大阪府平均正答率を上回る	基準値の維持
㉖全欠児童生徒数	0人	0人	基準値の維持
㉗図書室貸出冊数(年間)	12,765冊	15,500冊	基準値から増
㉘図書室の利用者数(年間)	3,494人	3,300人	基準値の維持

① 生涯学習

(略)

くすのきホールや郷土資料館、B & G 海洋センター等の社会教育施設については、施設の老朽化が進んでいることから、今後、村民や利用者ニーズに対応した施設の改修方法を検討し、計画的に設備等の改修を実施する。

(略)

② 学校教育

(略)

今後もさらなる少子化等による児童・生徒数の減少が予測される中、学校の適正規模を検討し、将来を担う子どもたちの健全育成や教育内容の一層の充実をめざす。

また、児童・生徒の安全な登下校の確保のため計画的に通学バスの更新を行うとともに、遠距離通学者への通学費を支援する。

(略)

児童・生徒の心身の健全な発育と食生活改善を促進するため、食育、地産地消も含めた学校給食を推進するとともに、食の安全性を確保するため、学校給食施設や設備の計画的な更新を行う。

目 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
全国学力・学習状況調査の平均正答率	中学校 大阪府平均正答率と同等	中学校 大阪府平均正答率を上回る	令和2年度は実施していないため、令和元年度を基準値とする。
全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校 大阪府平均正答率と同等	小学校 大阪府平均正答率を上回る	令和2年度は実施していないため、令和元年度を基準値とする。
全欠児童生徒数	0人	0人	基準値の維持
図書室貸出冊数(年間)	13,120冊	14,000冊	基準値の6.7%増
図書室の利用者数(年間)	3,131人	3,300人	基準値の5.4%増

第 10 章 集落の整備

変更箇所	変更後	変更前																				
4 6 頁 (1)現状と課題	① 集落の整備 (略) 本村の自治組織は、13 地区・自治会あり、それぞれの地区に集会施設が整備され、地域活動が行われている。世帯数は、核家族化等の影響により大半の集落で横ばい傾向にあるが、人口は減少している。 集落の抱える課題としては、少子高齢化が進展し、若年層の地域離れに拍車がかかり、集落が持つ公益的機能の低下が懸念されるほか、老朽空き家が放置されることにより、集落環境を悪化させ、住環境や景観を損なうなどの影響が問題となっている。 (略)	① 集落の整備 (略) 本村の自治組織は、13 地区・自治会あり、それぞれの地区に集会施設が整備され、地域活動が行われている。世帯数は、核家族化等の影響により大半の集落で微増傾向にあるが、人口は減少している。 集落の抱える課題としては、少子高齢化が進展し、若年層の地域離れに拍車がかかり、集落が持つ公益的機能の低下が懸念されている。 (略)																				
4 6 頁 (2)その対策	① 集落の整備 (略) 田舎のもつ豊かな自然や文化遺産、伝統芸能を活かした地域間交流を推進し、関係人口の増加による地域の活性化を推進する。 老朽空き家については、解体・除却を推進する。 また、犯罪等を未然に防止し、村民が安心して暮らすことができるむらづくりを推進するため、防犯カメラ等を維持管理し、防犯対策の強化を図る。 <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 6 年度)</th><th>目標値 (令和 12 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>③7防犯カメラ設置台数</td><td>13 台</td><td>11 台</td><td>基準値の維持 (目標値を下回らない)</td></tr><tr><td>③8危険廃屋の解体撤去 (年間)</td><td>0 戸</td><td>2 戸</td><td>基準値から増</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考	③7防犯カメラ設置台数	13 台	11 台	基準値の維持 (目標値を下回らない)	③8危険廃屋の解体撤去 (年間)	0 戸	2 戸	基準値から増	① 集落の整備 (略) 田舎のもつ豊かな自然や文化遺産、伝統芸能を活かした地域間交流を推進し、関係人口の増加による地域の活性化を推進する。 また、犯罪等を未然に防止し、村民が安心して暮らすことができるむらづくりを推進するため、防犯カメラ等を設置し、防犯対策の強化を図る。 <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 2 年度)</th><th>目標値 (令和 7 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>防犯カメラ設置台数</td><td>6 台</td><td>11 台</td><td></td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考	防犯カメラ設置台数	6 台	11 台	
目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考																			
③7防犯カメラ設置台数	13 台	11 台	基準値の維持 (目標値を下回らない)																			
③8危険廃屋の解体撤去 (年間)	0 戸	2 戸	基準値から増																			
目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考																			
防犯カメラ設置台数	6 台	11 台																				

(3) 事業計画

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集 落の整 備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	地区活動応援補助金事業 地区の活動や地域課題の解決な どについて、地区が主体的に取り 組む事業を支援する補助	千早赤阪村
		地区補助金事業 地区・自治会活動に対する補助等	千早赤阪村
		危険家屋解体撤去事業 危険な家屋の取り壊し、撤去、処 分にかかる経費の一部を補助	千早赤阪村
	(3) その他	防犯カメラ設置事業 防犯カメラの維持管理	千早赤阪村

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集 落の整 備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	地区活動応援補助金事業 地区の活動や地域課題の解決な どについて、地区が主体的に取り 組む事業を支援する補助	千早赤阪村
		地区補助金事業 地区・自治会活動に対する補助等	千早赤阪村
	(3) その他	防犯カメラ設置事業 防犯カメラ設置工事	千早赤阪村

第 11 章 地域文化の振興等

変更箇所	変更後	変更前																												
4 8 頁 (1)現状と課題	① 地域文化の振興等 (略) 本村には、国指定重要文化財である建水分神社本殿（三殿）や三つの国指定史跡（赤阪城跡、楠木城跡、千早城跡）をはじめ多くの文化財があり、貴重な遺産を後世へ受け継いでいくことが求められる。 (略)	① 地域文化の振興等 (略) 本村には、国重要文化財である建水分神社本殿（三殿）や三つの国史跡（赤阪城跡、楠木城跡、千早城跡）をはじめ多くの文化財があり、貴重な遺産を後世へ受け継いでいくことが求められる。 (略)																												
4 8 頁 (2)その対策	① 地域文化の振興等 (略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 6 年度)</th><th>目標値 (令和 12 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>郷土資料館の来館者数(年間)</td><td>2,976 人</td><td>3,100 人</td><td>基準値から増</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考	郷土資料館の来館者数(年間)	2,976 人	3,100 人	基準値から増	① 地域文化の振興等 (略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 2 年度)</th><th>目標値 (令和 7 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>郷土資料館の来館者数(年間)</td><td>3,171 人</td><td>3,000 人</td><td>基準値は令和元年度。 基準値の維持</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考	郷土資料館の来館者数(年間)	3,171 人	3,000 人	基準値は令和元年度。 基準値の維持												
目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考																											
郷土資料館の来館者数(年間)	2,976 人	3,100 人	基準値から増																											
目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考																											
郷土資料館の来館者数(年間)	3,171 人	3,000 人	基準値は令和元年度。 基準値の維持																											
4 9 頁 (3)事業計画	<table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="4">10 地 域文化 の振興 等</td><td rowspan="3">(1)地域文化振興施設等地域文化振興施設</td><td>(略)</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td>郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td>重要文化財修繕等事業 建水分神社本殿等の修繕事業</td><td>千早赤阪村 民間事業者</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	10 地 域文化 の振興 等	(1)地域文化振興施設等地域文化振興施設	(略)	千早赤阪村	郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修	千早赤阪村	重要文化財修繕等事業 建水分神社本殿等の修繕事業	千早赤阪村 民間事業者	(略)			<table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="3">10 地 域文化 の振興 等</td><td rowspan="2">(1)地域文化振興施設等地域文化振興施設</td><td>(略)</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td>郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	10 地 域文化 の振興 等	(1)地域文化振興施設等地域文化振興施設	(略)	千早赤阪村	郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修	千早赤阪村	(略)		
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																											
10 地 域文化 の振興 等	(1)地域文化振興施設等地域文化振興施設	(略)	千早赤阪村																											
		郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修	千早赤阪村																											
		重要文化財修繕等事業 建水分神社本殿等の修繕事業	千早赤阪村 民間事業者																											
	(略)																													
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																											
10 地 域文化 の振興 等	(1)地域文化振興施設等地域文化振興施設	(略)	千早赤阪村																											
		郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修	千早赤阪村																											
	(略)																													

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

変更箇所	変更後	変更前																
50 頁 (2) その対策	① 自然エネルギーの活用 庁内全ての事務・事業を対象に省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。 また、太陽光、水力、バイオマス等の自然界に存在し、永続的に利用できる再生可能エネルギーの利用を大阪府と連携して村民や事業者等に啓発を行う。 (略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 6 年度)</th><th>目標値 (令和 12 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>④⑩庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量</td><td>342.00t-CO₂</td><td>248.65t-CO₂</td><td>基準値から減</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考	④⑩庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	342.00t-CO ₂	248.65t-CO ₂	基準値から減	① 自然エネルギーの活用 本村では、庁内全ての事務・事業を対象に省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。 平成 30 年にはESCO事業を導入し、照明設備や空調設備の省電力化や公共施設への太陽光発電の導入により、地球温暖化の防止に向けた取組を推進する。 また、太陽光、水力、バイオマス等の自然界に存在し、永続的に利用できる再生可能エネルギーの利用を大阪府と連携して村民や事業者等に啓発を行う。 (略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 2 年度)</th><th>目標値 (令和 7 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量</td><td>338.89t-CO₂</td><td>289.67t-CO₂</td><td></td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考	庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	338.89t-CO ₂	289.67t-CO ₂	
目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考															
④⑩庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	342.00t-CO ₂	248.65t-CO ₂	基準値から減															
目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考															
庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	338.89t-CO ₂	289.67t-CO ₂																
50 頁 (3) 事業計画	<table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>11 再生可能エネルギーの利用の推進</td><td>(3) その他</td><td>再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等 公用自動車等の脱炭素化</td><td>千早赤阪村</td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等 公用自動車等の脱炭素化	千早赤阪村	<table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th></th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>11 再生可能エネルギーの利用の推進</td><td>(3) その他</td><td>再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等</td><td>千早赤阪村</td></tr></table>	持続的 発展施 策区分		事業内容	事業主体	11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等	千早赤阪村
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体															
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等 公用自動車等の脱炭素化	千早赤阪村															
持続的 発展施 策区分		事業内容	事業主体															
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等	千早赤阪村															

第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

変更箇所	変更後	変更前																										
5 1 頁 (1) 現状と課題	① 効率的な行財政運営 本村では、住民自治に基づくむらづくりを行うとともに、近隣自治体との広域連携により、村民サービスの維持向上に努めている。 今後さらに地方分権が進む中、地域と行政が連携（協働）したむらづくりを推進するとともに、さらなる行政の広域化を積極的に推進する必要がある。 (略) (削)	① 効率的な行財政運営 本村では、住民自治に基づくむらづくりを行うとともに、近隣自治体との広域的な連携により、村民サービスの向上に努めている。 今後さらに地方分権が進む中、地域と行政が連携（協働）したむらづくりを推進するとともに、さらなる行政の広域化を積極的に推進する必要がある。 (略) ③ 新庁舎建設事業 行政サービスの中心を担う役場庁舎は、建設より半世紀以上経過しており、南海トラフ巨大地震等の有事の際には倒壊の危険性があることから、災害拠点の機能を果たすとともに、活力のある自立したむらづくりを推進するため、庁舎の整備は村民の利便性を考慮した整備を図る必要がある。																										
5 1 ～ 5 2 頁 (2) その対策	(略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 6 年度)</th><th>目標値 (令和 12 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>④タウンミーティング数</td><td>0 件</td><td>8 件</td><td>基準値から増</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考	④タウンミーティング数	0 件	8 件	基準値から増	(略) <table><tr><th>目 標</th><th>基準値 (令和 2 年度)</th><th>目標値 (令和 7 年度)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>タウンミーティング数</td><td>0 件</td><td>8 件</td><td>基準値から増</td></tr></table>	目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考	タウンミーティング数	0 件	8 件	基準値から増										
目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考																									
④タウンミーティング数	0 件	8 件	基準値から増																									
目 標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考																									
タウンミーティング数	0 件	8 件	基準値から増																									
5 2 頁 (3) 事業計画	<table><tr><th>持続的 発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="2">12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項</td><td rowspan="2"></td><td>南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携</td><td>千早赤阪村 近隣自治体</td></tr><tr><td>南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携</td><td>千早赤阪村 近隣自治体</td></tr></table>	持続的 発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体	南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体	<table><tr><th>持続的 発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="5">12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項</td><td rowspan="5"></td><td>南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携</td><td>千早赤阪村 近隣自治体</td></tr><tr><td>タウンミーティング実施事業 タウンミーティングの実施</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td>開かれたむらづくり 住民参画によるむらづくりの促進</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td>防災拠点整備事業（役場庁舎） 防災拠点づくり</td><td>千早赤阪村</td></tr><tr><td>南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携</td><td>千早赤阪村 近隣自治体</td></tr></table>	持続的 発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体	タウンミーティング実施事業 タウンミーティングの実施	千早赤阪村	開かれたむらづくり 住民参画によるむらづくりの促進	千早赤阪村	防災拠点整備事業（役場庁舎） 防災拠点づくり	千早赤阪村	南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体
持続的 発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																									
12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体																									
		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体																									
持続的 発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																									
12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体																									
		タウンミーティング実施事業 タウンミーティングの実施	千早赤阪村																									
		開かれたむらづくり 住民参画によるむらづくりの促進	千早赤阪村																									
		防災拠点整備事業（役場庁舎） 防災拠点づくり	千早赤阪村																									
		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体																									

変更箇所	変更後	変更前																			
5 3 ～ 5 4 頁 (3) 事業計画 「過疎地域持続 的发展特別事 業」の効果	※令和6年4月1日付けで告示された「令和6年度地方債同意等基準」において、過疎地域持続的发展特別事業の対象外経費として「地域の持続的发展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費」が明記されていることを踏まえ、当該一覧表の備考欄に、当該施策の効果が将来に及ぶことを記載する必要があるが、記載スペースが無いため以下のとおり集約する。 <table><tr><th>持続的 展 策 区 分</th><th>事業内容 (過疎地域持 続的发展特別 事業)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成</td><td>①移住・定住 の促進</td><td>住宅取得費用助成、民間事業者と連携した空き家対策、空き家改修費用補助等の環境整備を推進し、子育て世帯のU I J ターンや定住を図る。</td></tr><tr><td>②地域間交 流の促進</td><td>ふるさと応援寄附金事業や、SNSを活用した情報の発信等により、新たなにぎわいを創出し、地域間交流の機会の増加を図る。</td></tr><tr><td>③人材育成</td><td>地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保し、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。</td></tr><tr><td rowspan="4">2 産 業 の 振興</td><td>①農業の振 興</td><td>営農指導体制の強化、耕作放棄地の把握、多様な支援、基盤整備に取り組み、新たな農業従事者や企業の参入を促進、農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・保全管理を図る。</td></tr><tr><td>②林業の振 興</td><td>森林資源を効率的かつ低コストで活用するため、林道や作業道の整備、間伐、ブランド化の促進、販売戦略の展開、他自治体や関係団体と連携し、効率的な流通システムや低コスト化をめざした基盤整備を図る。</td></tr><tr><td>④商業の振 興</td><td>消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、地域に密着した小規模店舗の誘致や村民が身近に買い物ができる消費者ニーズに対応した体制整備を図る。</td></tr><tr><td>⑤観光の振 興</td><td>個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくため、点在する地域資源を連携させ、特色ある観光ルート等、観光振興を図る。</td></tr></table>	持続的 展 策 区 分	事業内容 (過疎地域持 続的发展特別 事業)	備考	1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	①移住・定住 の促進	住宅取得費用助成、民間事業者と連携した空き家対策、空き家改修費用補助等の環境整備を推進し、子育て世帯のU I J ターンや定住を図る。	②地域間交 流の促進	ふるさと応援寄附金事業や、SNSを活用した情報の発信等により、新たなにぎわいを創出し、地域間交流の機会の増加を図る。	③人材育成	地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保し、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。	2 産 業 の 振興	①農業の振 興	営農指導体制の強化、耕作放棄地の把握、多様な支援、基盤整備に取り組み、新たな農業従事者や企業の参入を促進、農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・保全管理を図る。	②林業の振 興	森林資源を効率的かつ低コストで活用するため、林道や作業道の整備、間伐、ブランド化の促進、販売戦略の展開、他自治体や関係団体と連携し、効率的な流通システムや低コスト化をめざした基盤整備を図る。	④商業の振 興	消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、地域に密着した小規模店舗の誘致や村民が身近に買い物ができる消費者ニーズに対応した体制整備を図る。	⑤観光の振 興	個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくため、点在する地域資源を連携させ、特色ある観光ルート等、観光振興を図る。	
持続的 展 策 区 分	事業内容 (過疎地域持 続的发展特別 事業)	備考																			
1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	①移住・定住 の促進	住宅取得費用助成、民間事業者と連携した空き家対策、空き家改修費用補助等の環境整備を推進し、子育て世帯のU I J ターンや定住を図る。																			
	②地域間交 流の促進	ふるさと応援寄附金事業や、SNSを活用した情報の発信等により、新たなにぎわいを創出し、地域間交流の機会の増加を図る。																			
	③人材育成	地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保し、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。																			
2 産 業 の 振興	①農業の振 興	営農指導体制の強化、耕作放棄地の把握、多様な支援、基盤整備に取り組み、新たな農業従事者や企業の参入を促進、農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・保全管理を図る。																			
	②林業の振 興	森林資源を効率的かつ低コストで活用するため、林道や作業道の整備、間伐、ブランド化の促進、販売戦略の展開、他自治体や関係団体と連携し、効率的な流通システムや低コスト化をめざした基盤整備を図る。																			
	④商業の振 興	消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、地域に密着した小規模店舗の誘致や村民が身近に買い物ができる消費者ニーズに対応した体制整備を図る。																			
	⑤観光の振 興	個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくため、点在する地域資源を連携させ、特色ある観光ルート等、観光振興を図る。																			

	<table><tr><td>3 地域に おける情 報化</td><td></td><td>魅力的なホームページの作成、新たな媒体の活用、 電子申請や業務システムの構築を進め、利便性が向 上するサービス提供、業務の効率化を図る。</td></tr><tr><td>4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保</td><td>③公共交通 の維持・確保</td><td>バス運行の便数や路線維持、日常的な移動のための 地域公共交通の確保に努めるとともに、キャッシュ レス決済の導入等、利用者の利便性を向上させ、公 共交通の利用促進を図る。</td></tr><tr><td rowspan="3">5 生活環 境の整備</td><td>①上・下水道 施設の整備</td><td>安全で安定的な水道水の供給を図るとともに、下水 道施設の整備及び適正な維持管理により、生活環境 の向上及び良好な水質保全を図る。</td></tr><tr><td>②環境負荷 の軽減</td><td>村民・地域団体・事業者・行政が一体となって、再資 源化、不法投棄防止パトロール等により環境保全に 努め、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を図 る。</td></tr><tr><td>③防災・消防 対策の推進</td><td>既存家屋の除却や移転・補強、住宅耐震補助制度に よる安心、安全な暮らしを確保、自主防災組織の育 成、避難所等の維持管理、災害時の備蓄品や資機材 の確保等を推進し、災害に強いむらづくりを図る。</td></tr><tr><td>6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進</td><td>④保健衛生 の充実</td><td>総合的な保健事業の充実を図り、生活習慣病の予防 と要介護者等の増加抑制に努め、乳幼児から高齢者 まで、それぞれのライフステージに応じた健康づく りの支援を図る。</td></tr><tr><td>7 医療の 確保</td><td></td><td>少子化や高齢化が進展する中での保健、福祉、医療 機関との連携、村内の診療機関と広域圏等での高度 医療との広域ネットワークの形成し、村安心して速 やかに適切な医療が受けられる体制整備を図る。</td></tr></table>	3 地域に おける情 報化		魅力的なホームページの作成、新たな媒体の活用、 電子申請や業務システムの構築を進め、利便性が向 上するサービス提供、業務の効率化を図る。	4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	③公共交通 の維持・確保	バス運行の便数や路線維持、日常的な移動のための 地域公共交通の確保に努めるとともに、キャッシュ レス決済の導入等、利用者の利便性を向上させ、公 共交通の利用促進を図る。	5 生活環 境の整備	①上・下水道 施設の整備	安全で安定的な水道水の供給を図るとともに、下水 道施設の整備及び適正な維持管理により、生活環境 の向上及び良好な水質保全を図る。	②環境負荷 の軽減	村民・地域団体・事業者・行政が一体となって、再資 源化、不法投棄防止パトロール等により環境保全に 努め、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を図 る。	③防災・消防 対策の推進	既存家屋の除却や移転・補強、住宅耐震補助制度に よる安心、安全な暮らしを確保、自主防災組織の育 成、避難所等の維持管理、災害時の備蓄品や資機材 の確保等を推進し、災害に強いむらづくりを図る。	6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進	④保健衛生 の充実	総合的な保健事業の充実を図り、生活習慣病の予防 と要介護者等の増加抑制に努め、乳幼児から高齢者 まで、それぞれのライフステージに応じた健康づく りの支援を図る。	7 医療の 確保		少子化や高齢化が進展する中での保健、福祉、医療 機関との連携、村内の診療機関と広域圏等での高度 医療との広域ネットワークの形成し、村安心して速 やかに適切な医療が受けられる体制整備を図る。	
3 地域に おける情 報化		魅力的なホームページの作成、新たな媒体の活用、 電子申請や業務システムの構築を進め、利便性が向 上するサービス提供、業務の効率化を図る。																			
4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	③公共交通 の維持・確保	バス運行の便数や路線維持、日常的な移動のための 地域公共交通の確保に努めるとともに、キャッシュ レス決済の導入等、利用者の利便性を向上させ、公 共交通の利用促進を図る。																			
5 生活環 境の整備	①上・下水道 施設の整備	安全で安定的な水道水の供給を図るとともに、下水 道施設の整備及び適正な維持管理により、生活環境 の向上及び良好な水質保全を図る。																			
	②環境負荷 の軽減	村民・地域団体・事業者・行政が一体となって、再資 源化、不法投棄防止パトロール等により環境保全に 努め、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を図 る。																			
	③防災・消防 対策の推進	既存家屋の除却や移転・補強、住宅耐震補助制度に よる安心、安全な暮らしを確保、自主防災組織の育 成、避難所等の維持管理、災害時の備蓄品や資機材 の確保等を推進し、災害に強いむらづくりを図る。																			
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進	④保健衛生 の充実	総合的な保健事業の充実を図り、生活習慣病の予防 と要介護者等の増加抑制に努め、乳幼児から高齢者 まで、それぞれのライフステージに応じた健康づく りの支援を図る。																			
7 医療の 確保		少子化や高齢化が進展する中での保健、福祉、医療 機関との連携、村内の診療機関と広域圏等での高度 医療との広域ネットワークの形成し、村安心して速 やかに適切な医療が受けられる体制整備を図る。																			

8 教育の振興	①生涯学習の充実	村民が生涯にわたって学習できる環境づくりを行うため、図書室の充実はもとより、村民の文化活動の育成、スポーツ施設の有効活用による生涯スポーツの振興、健康づくりや生きがいがづくり等の村民生活支援を図る。
	②教育の振興	少人数であることのメリットを最大に活かす教育を進めるため、個性や能力、学校の実態に応じた、きめ細かな指導を行うことができる学習環境を整え、本村の将来を担う子どもたちの教育環境の整備を図る。
	9 集落の整備	各集落の公益的機能や地域コミュニティ維持のため、支えあいの仕組みを基軸とした地域づくりとあわせて、集落間の連携も含めた地域づくりに取り組み、地域の実情に即した集落支援や整備、機能の強化を図る。
	10 地域文化の振興等	伝統文化や歴史に触れることができる文化施設の充実し、他自治体との交流や民間交流等、交流活動が容易となる環境づくりに努める。